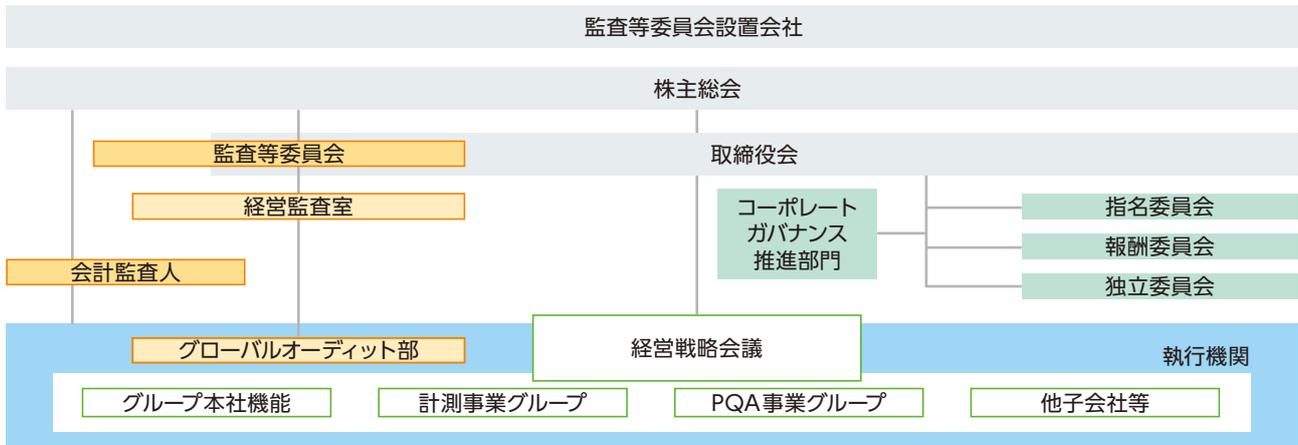


コーポレートガバナンス

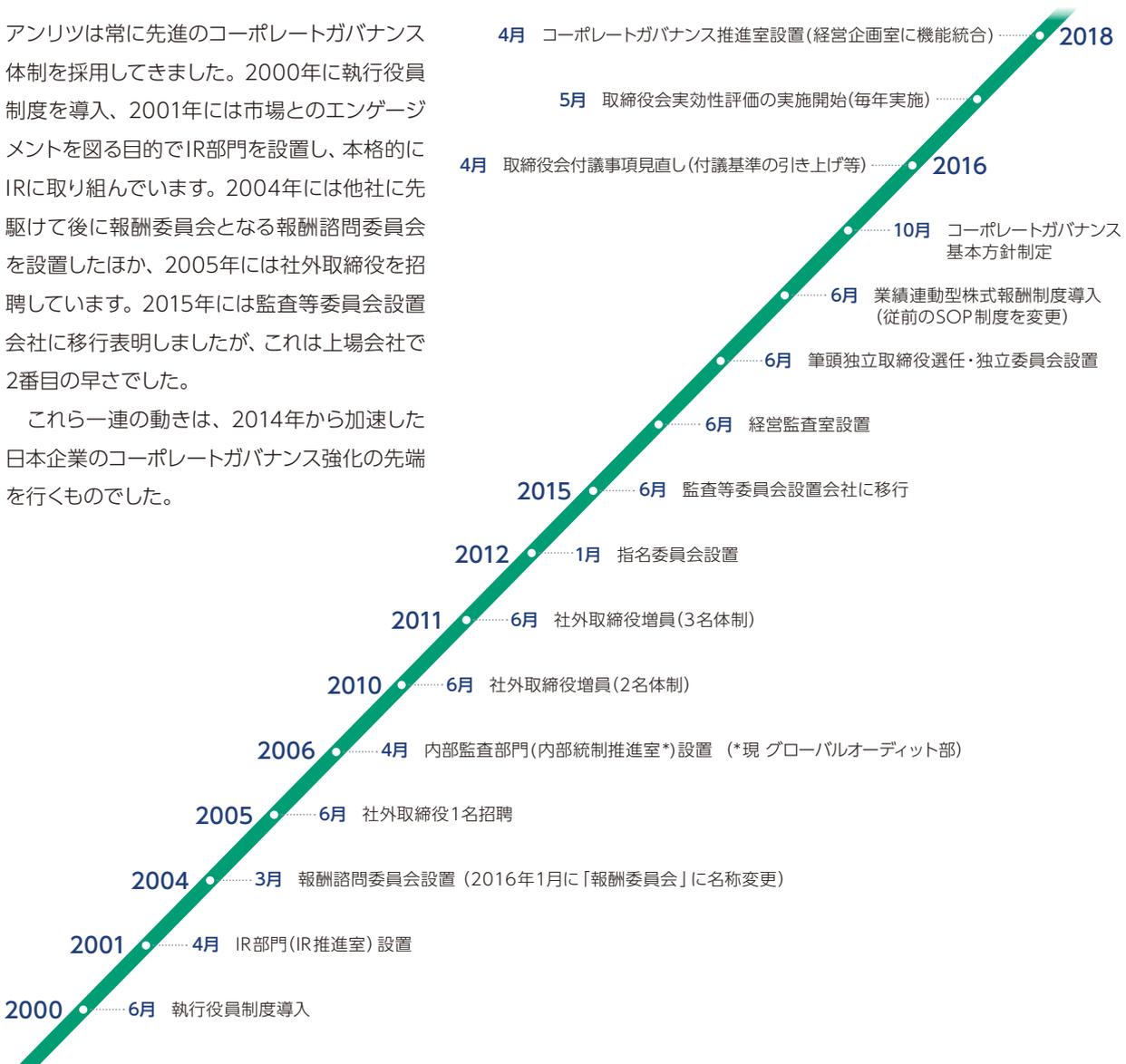
コーポレートガバナンス体制図



コーポレートガバナンス強化の取り組み

アンリツは常に先進のコーポレートガバナンス体制を採用してきました。2000年に執行役員制度を導入、2001年には市場とのエンゲージメントを図る目的でIR部門を設置し、本格的にIRに取り組んでいます。2004年には他社に先駆けて後に報酬委員会となる報酬諮問委員会を設置したほか、2005年には社外取締役を招聘しています。2015年には監査等委員会設置会社に移行表明しましたが、これは上場会社で2番目の早さでした。

これら一連の動きは、2014年から加速した日本企業のコーポレートガバナンス強化の先端を行くものでした。



取締役の選任基準

■ 社内取締役の選任

高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「アンリツバリュー」に照らし、当社のリーダーとしての自覚、経営理念への共感、人間力、行動力、構想力、高い倫理観などを基軸に総合的に評価して行うものとします。

社内取締役選任理由

氏名	選任理由
濱田 宏一	計測事業部門で商品開発および国内外のマーケティング業務に従事し、現在は代表取締役社長、グループCEOとしてグローバルに展開する当社グループの事業を牽引しています。業界・技術動向を含めた事業に関する幅広い知識と経験を有していることから、取締役として適任と判断しました。
窪田 顕文	当社および海外子会社で経理・財務業務を担当し、現在はCFOならびにコーポレート総括として財務戦略とグループ経営管理を担当しており、財務および会計ならびにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識と経験を有していることから、取締役として適任と判断しました。
新美 眞澄	PQA事業部門で生産管理、経営企画、海外子会社経営等の業務に従事し、現在はPQA事業グループの責任者および子会社アンリツインフィビス株式会社の経営者としてリーダーシップを発揮しており、取締役として適任と判断しました。
島 岳史	グローバル・ビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有し、現在は、通信計測カンパニーの責任者として当社グループの主力ビジネスである計測事業においてリーダーシップを発揮しており、取締役として適任と判断しました。
谷合 俊澄	コーポレート総括としてグループ経営管理を担当し、経営企画、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する幅広い知識と経験を有していることに加え、取締役として当社の経営に関して豊富な経験を有していることから、取締役として適任と判断しました。

■ 社外取締役の選任

取締役会全体としての知識や経験のバランス、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案したうえで、総合的に判断するものとします。

社外取締役選任理由

氏名	選任理由
関 孝哉	グローバルなコーポレートガバナンスの専門家としての豊富な知識と卓越した見識を有することから、社外取締役として適任と判断しました。
青木 和義	上場会社の会計財務部門の責任者としての経験に基づく財務および会計に関する専門的な知識と豊富な経験、グローバル・ビジネスに関する豊富な経験を有することから、社外取締役として適任と判断しました。
五十嵐 則夫	公認会計士および大学教授としての財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験、企業の社外監査役としての経験に基づく経営に関する幅広い見識を有することから、社外取締役として適任と判断しました。
清水 恵子	公認会計士および大学教授としての財務・会計に関する専門的な知識と豊富な経験、情報セキュリティ等の幅広い知見を有することから、社外取締役として適任と判断しました。

諮問委員会の構成員と活動

機関	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会	独立委員会
構成	 <ul style="list-style-type: none"> 五十嵐 則夫☆ 清水 恵子 谷合 俊澄 	 <ul style="list-style-type: none"> 関 孝哉☆ 青木 和義 濱田 宏一 五十嵐 則夫 窪田 顕文 清水 恵子 	 <ul style="list-style-type: none"> 青木 和義☆ 関 孝哉 濱田 宏一 五十嵐 則夫 窪田 顕文 清水 恵子 	 <ul style="list-style-type: none"> 関 孝哉☆ 五十嵐 則夫 青木 和義 清水 恵子
目的	監査等委員会規則およびその細則を定め、期初に委員長を選定、常勤の選定、監査業務の分担、その他監査等委員の職務を遂行するために必要となる事項を取り決め、前期の監査結果のレビュー、当期の経営課題としてのリスク評価等を行って、監査方針、重点監査項目、年間監査計画等について審議・立案しております。	取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職にあたり取締役会の役割を補完し、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職の妥当性および透明性を向上させる責務を負います。	取締役および執行役員の報酬の決定にあたり取締役会の役割を補完し、報酬の公正性、妥当性および透明性を向上させる責務を負います。	4名の独立社外取締役のみで構成され、定例会を年2回開催するとともに、取締役会等の前後などに随時会合を持ち、独立した立場から当社の監督機能を確実なものとするを目的としています。
2020年3月期の開催回数	10回	3回	3回	2回

● 社内取締役 ● 社外取締役 ☆ 委員長

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高めることにより、利益ある持続的成長と、中長期的な企業価値の向上を目指しています。

この目標を実現する過程で、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など、さまざまなステークホルダーに対する責務を負っていることを自覚しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定と適切かつタイムリーな情報開示を行うことを目的として、コーポレートガバナンスの体制・仕組みを整備するとともに、今後、常にその進化を追求し、その充実に継続的に取り組みます。

■ コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスの体制として、監査・監督機能の一層の強化を目的として、監査等委員会設置会社を採用し、機関として取締役会、監査等委員会、会計監査人を置いています。

また、専門性が非常に高い製造業であり、業務執行には現場感覚と迅速性が求められるため、執行役員制度を導入し意思決定・監督を行う取締役会の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離しています。

取締役9名のうち、5名は業務執行を行わない取締役で構成されています(うち、4名は独立社外取締役)。なお、2019年度の社外取締役の取締役会への出席率は100%でした。

取締役会

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略などの重要事項について決定するとともに、業務執行機関の業務執行を監視、監督します。

当社は、取締役会メンバーに複数の社外取締役を含めることで、取締役会の監視、監督機能を強化しています。取締役会では、経営陣から提案された議題に対して幅広い知識と経験を有する取締役がそれぞれの視点から意見を表明し、活発な議論が交わされています。現在の取締役会は、社内取締役5名、社外取締役4名、計9名(いずれも監査等委員である取締役を含む)で構成されます。

■ 取締役会の実効性評価の方法

コーポレートガバナンス基本方針に掲げている各項目を評価軸として、毎年、取締役会の実効性についてレビューを行い、実効性向上のための施策に取り組んでいます。取締役会の実効性評価は、毎年4～5ヵ月間かけて行っており、まず前年度

の課題の再確認と取り組みの状況・改善度合いなどを評価したうえで、当年度の評価方法・評価項目について前年度から変更すべき点があるかどうかの議論から始めています。取締役会での意見交換を通じて議論を深め、課題を共有し、次年度の取り組みにつなげています。

■ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会は毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。2019年度の主な評価結果は、次のとおりです。

当社取締役会は、当社グループの企業価値の源泉を踏まえた事業展開に向けたグローバル経営体制を充実させるための適切な社内外の経営人財と人数で構成されていること、また、当社グループの経営に係る重要な事項についての建設的な議論および意思決定ならびに取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていることを確認しました。また、取締役会、監査等委員会、独立委員会、指名委員会および報酬委員会のそれぞれの構成員である各取締役が、当社グループの利益ある持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために果たすべき役割を十分に理解し、それぞれの会議において、多様な経験に基づく見識、高度な専門知識等を発揮し、社外取締役を含む全員で活発な議論が展開されていることを確認しました。

一方、実効性をさらに高めていくための課題として、子会社の戦略およびその進捗状況、その他の経営課題について子会社の業務執行者から説明を受ける機会を増やすなど、取締役会として、グループ全体の業務執行等に対する適切な関与を深めていくこと等が抽出され、係る課題および改善に向けた取り組みを取締役全員で共有しました。

2019年度／取締役会での主な審議テーマ・付議報告件数

分類	2019年度
経営戦略・サステナビリティ・ガバナンス・株主総会関連	20件
事業関連	26件
IR、SR	6件
予算・決算・配当・財務関連	26件
内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンス関連	5件
人事・指名・報酬	14件
監査等委員会・会計監査人	3件
個別案件(投融資案件など)	1件
合計	101件

今後の対応として、当社取締役会は、今回の実効性についての評価レビューに基づく課題に対しては、取締役会のさらなる実効性の向上のために必要な取り組みを実施し、過去の慣例等にとらわれることなく改善に努めていきます。

なお、当社は、取締役会の実効性の評価を今後も定期的実施することを予定しており、より良いコーポレートガバナンスの実現を目指し、引き続き当社にとってのあるべき姿を追求していきます。

取締役会・諮問委員会などの開催実績(2019年度)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取 監 FD	取 監	取 監	取 監 FD	取 監 報	取 監	取 監 FD	取 指 独	取 取 監	取 監 FD	取 報 指	取 監 報 指 独

取 取締役会 監 監査等委員会 報 報酬委員会 指 指名委員会 独 独立委員会 FD フリーディスカッション

役員報酬体系

役員報酬については、次の方針を定めています。この方針の下、役員報酬等の構成・水準については外部調査機関による役員報酬データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に応じた固定報酬および業績連動報酬のバランスを勘案し、決定します。

- ・ 経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出につながる制度・内容とする
- ・ グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力的な制度・内容とする
- ・ 報酬等の決定プロセスおよび分配バランスの妥当性・客観性を確保する

役員の報酬等の現在の体系は、基本報酬の50%相当額を

業績連動報酬とし、当該役員が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を取り入れています。ただし、業務を執行しない者(社外取締役を含む)については、固定報酬とすることを原則とします。

業績連動報酬は、金銭報酬(賞与:基本報酬の30%相当額)と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬(株式報酬:基本報酬の20%相当額)により構成されています。

評価対象とすべき事業年度における剰余金の配当の水準、経営指標に関する数値目標に対する達成度、各々があらかじめ設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、評価を実施します。

取締役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬			
			賞与	株式報酬	小計	
取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	222	116	80	26	106	6
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	23	23	—	—	—	2
社外役員	30	30	—	—	—	6

(注1) 上記支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)が9百万円あります。

(注2) 当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役に対して、賞与及び株式報酬を支給していません。

(注3) 上記人数には、2019年6月26日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である者を除く)4名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役2名(うち社外取締役1名)が含まれています。

(注4) 当社役員には、連結報酬等(主要な連結子会社の役員としての報酬等を含む)の総額が1億円以上である者はおりません。